

情報科学芸術大学院大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、情報科学芸術大学院大学学則第7条に定める附属図書館の組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の附属図書館を情報科学芸術大学院大学附属図書館(以下「図書館」という。)という。

(目的)

第3条 図書館は、次に掲げる図書類の収集、整理及び保存を行い、情報科学芸術大学院大学附属図書館利用規程に規定する者の利用に供するとともに、必要な学術情報を提供することを目的とする。

(1) 図書

(2) 学術雑誌

(3) 特殊な文献又は資料

(4) 新聞、雑誌その他の刊行物

(5) その他教育、研究及び学習に必要な図書館資料

(館長)

第4条 図書館に館長を置く。

2 館長は、学長の命を受け、図書館の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(図書館運営委員会)

第5条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 館長

(2) メディア表現研究科から選出された委員4名

(3) その他学長が必要と認めた者

3 前項の第2号及び第3号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、互選による委員がその職務を代行する。

3 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、事務局が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。